平成２１年（フ）第４２３号
長野市中越２丁目10番９号フレグランス村松202号、前住所長野市吉田４丁目６番24―1208号
債務者　小池　千草
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
長野県中野市大字小田中87番地５
債務者　原田　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
長野市三ツ出1272番地
債務者　松本　源一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
長野市篠ノ井会393番地１アパートメント石塔202号
債務者　嵯峨山壽美代
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
長野県佐久市佐久平駅北29番地２　ポレスター佐久平301号
債務者　荻　　久恵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３００号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ａ２―202
債務者　山本　　祥（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺1043番地の１
債務者　林　知奈津
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０８号
岐阜市手力町６番11号
債務者　出澤　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１４号
岐阜県羽島郡笠松町田代833番地
債務者　小野　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１７号
岐阜市水海道２丁目１番27号グレース樹木203号室
債務者　藤井　徳暁
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目86番地９
債務者　南　　敏彦
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４２７号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―307号
債務者　泉　　美鈴（旧姓助代）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９３４号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目２番３号シティハイム橋本第５Ａ．Ｐ202
債務者　森本　久子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２６号
北九州市若松区東二島２丁目13番32号
債務者　のんびり屋こと　多田野茂生
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１７３号
北九州市小倉南区朽網西６丁目８番２―602号
債務者　羽野　美恵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１０号
北九州市八幡西区千代５丁目11番２号
債務者　大塚　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３２号
北九州市小倉北区金鶏町８番23―307号
債務者　福永　准志
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３３号
北九州市八幡西区大浦１丁目10番６号
債務者　吉冨知恵美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部